

大阪府福祉のまちづくり条例改正の概要

- 多様化する障がい当事者のニーズ等に対応し、万博を契機としたさらなる福祉のまちづくりの推進を図るため、
建築物のバリアフリー基準を見直し・強化

バリアフリー基準見直し項目

① トイレのバリアフリー化の促進

フラッシュライト

- トイレ内へ火災の発生を報知するフラッシュライトの設置を義務化
(延床面積10,000m²以上)

大人用介護ベッド

- 大人用介護ベッドの設置を要する施設の拡大 (延床面積10,000m²以上→5,000m²超)
- 大規模な建築物において大人用介護ベッド複数設置を義務化
(延床面積10,000m²超40,000m²以下は2箇所、40,000m²超は20,000m²ごとに1箇所追加)
- 大人用介護ベッドの長さに係る基準を見直し (120cm以上→150cm以上)
- 大人用介護ベッドを設置した場合に案内設備への表示を義務付け



大人用介護ベッド

② 小規模店舗のバリアフリー化の促進

- 道等から利用居室までの経路等のバリアフリー化を促進するため、
義務化の対象となる施設の拡大 (延床面積200m²以上→100m²以上)



段差なく入店できる店舗

③ 共同住宅(駐車場)のバリアフリー化の促進

- 駐車台数の多い大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画(幅3.5m以上)の整備を義務化
(総駐車区画100区画ごとに1区画以上)